

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月14日

【四半期会計期間】 第79期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社ナカボーテック

【英訳名】 Nakabohtec Corrosion Protecting Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村 浩

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川二丁目5番2号

【電話番号】 03(5541)5801

【事務連絡者氏名】 経理部長 森地 泰寛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川二丁目5番2号

【電話番号】 03(5541)5801

【事務連絡者氏名】 経理部長 森地 泰寛

【縦覧に供する場所】 株式会社ナカボーテック 東関東支店
(千葉県市原市五井金杉二丁目2番2号)
株式会社ナカボーテック 大阪支店
(大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番24号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第78期 第3四半期累計期間	第79期 第3四半期累計期間	第78期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	7,667,845	7,793,210	13,013,554
経常利益 (千円)	589,983	481,319	1,309,516
四半期(当期)純利益 (千円)	398,162	321,883	901,473
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	866,350	866,350	866,350
発行済株式総数 (株)	2,602,500	2,602,500	2,602,500
純資産額 (千円)	6,935,202	7,193,761	7,453,646
総資産額 (千円)	10,463,365	9,984,216	11,251,866
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	160.64	131.88	365.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	330.00
自己資本比率 (%)	66.3	72.0	66.2

回次	第78期 第3四半期会計期間	第79期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	168.41	122.61

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低迷等の下振れ要因があった一方、港湾及びRC分野で期初から大型案件の出件が相次ぎ、受注高は前年同期に比べ579百万円減の10,345百万円、売上高は同125百万円増の7,793百万円となりました。この結果、受注残高は期首より2,810百万円増の5,276百万円となりました。

損益面は、主要な原材料であるアルミニウム価格高騰の影響を受け、当第3四半期累計期間では481百万円の経常利益（前年同期は589百万円の利益）、321百万円の四半期純利益（前年同期は398百万円の利益）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

各セグメントごとの概況は以下のとおりです。

港湾事業につきましては、受注高は期初より活発な出件があり前年同期に比べ495百万円増の7,288百万円となり、売上高は同266百万円増の5,257百万円となりました。

地中事業につきましては、受注高は前年同期に比べ736百万円減の1,601百万円となり、売上高は同468百万円減の1,046百万円となりました。

陸上事業につきましては、受注高は前年同期に比べ36百万円減の531百万円となり、売上高は同159百万円減の445百万円となりました。

その他につきましては、受注高は前年同期に比べ301百万円減の925百万円となったものの、前年受注したRC大型案件の完工により売上高は同486百万円増の1,043百万円となりました。

当第3四半期会計期間末の総資産につきましては、前事業年度末に比べ1,267百万円減の9,984百万円となりました。主な減少要因は、受取手形及び完成工事未収入金の減2,714百万円、及び関係会社預け金の減292百万円であり、主な増加要因は、商品及び製品並びに未成工事支出金の増1,086百万円であります。

負債につきましては、前事業年度末に比べ1,007百万円減の2,790百万円となりました。主な増加要因は、未成工事受入金の増267百万円であり、主な減少要因は支払手形、電子記録債務及び工事未払金の減346百万円、賞与引当金の減562百万円、及び未払法人税等の減395百万円であります。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ259百万円減の7,193百万円となりました。主な減少要因は、利益剰余金の減515百万円であり、主な増加要因は、資本剰余金の増116百万円及び自己株式の減153百万円であります。

(2) 資本の財源及び資金の流動性について

当社は、運転資金、設備投資資金及び株主還元のための資金につき、すべて内部資金で賅っており、有利子負債はございません。当第3四半期会計期間末の現金及び現金等価物の残高は2,725百万円であり、上記の資金需要に対して十分な流動性を確保しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発費は、総額で109百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,510,000
計	9,510,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,602,500	2,602,500	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,602,500	2,602,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	2,602,500	—	866,350	—	753,385

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 138,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,459,200	24,592	—
単元未満株式	普通株式 5,100	—	—
発行済株式総数	2,602,500	—	—
総株主の議決権	—	24,592	—

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ナカボーテック	東京都中央区新川2-5-2	138,200	—	138,200	5.31
計	—	138,200	—	138,200	5.31

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	569,202	565,371
受取手形	※3 809,252	※3 553,653
電子記録債権	※3 428,097	※3 491,186
完成工事未収入金	4,279,297	※2 1,820,819
売掛金	404,705	—
売掛金及び契約資産	—	608,116
商品及び製品	386,645	495,638
未成工事支出金	96,402	1,073,418
材料貯蔵品	59,557	102,995
関係会社預け金	2,452,205	2,160,157
その他	57,864	188,621
流動資産合計	9,543,230	8,059,979
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	270,064	269,433
その他（純額）	388,358	391,340
有形固定資産合計	658,422	660,774
無形固定資産	25,282	30,801
投資その他の資産		
繰延税金資産	593,529	617,198
その他	443,266	627,328
貸倒引当金	△11,865	△11,865
投資その他の資産合計	1,024,930	1,232,661
固定資産合計	1,708,635	1,924,237
資産合計	11,251,866	9,984,216
負債の部		
流動負債		
支払手形	19,283	—
電子記録債務	89,078	—
工事未払金	772,972	534,957
買掛金	122,148	224,383
未払法人税等	572,613	176,762
未成工事受入金	28,684	296,314
完成工事補償引当金	16,379	19,676
工事損失引当金	16,781	100,281
賞与引当金	682,000	120,000
その他	402,998	273,256
流動負債合計	2,722,940	1,745,633
固定負債		
退職給付引当金	947,931	950,599
役員退職慰労引当金	102,875	71,037
資産除去債務	21,569	21,914
その他	2,903	1,270
固定負債合計	1,075,279	1,044,821
負債合計	3,798,219	2,790,454

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	866,350	866,350
資本剰余金	753,385	870,126
利益剰余金	6,359,942	5,844,245
自己株式	△643,001	△489,062
株主資本合計	7,336,676	7,091,658
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	116,969	102,102
評価・換算差額等合計	116,969	102,102
純資産合計	7,453,646	7,193,761
負債純資産合計	11,251,866	9,984,216

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
売上高		
完成工事高	6,252,538	5,925,503
製品等売上高	1,415,306	1,867,706
売上高合計	* 7,667,845	* 7,793,210
売上原価		
完成工事原価	5,047,367	4,802,239
製品等売上原価	709,083	1,113,675
売上原価合計	5,756,451	5,915,914
売上総利益		
完成工事総利益	1,205,170	1,123,264
製品等売上総利益	706,222	754,031
売上総利益合計	1,911,393	1,877,296
販売費及び一般管理費	1,348,796	1,424,586
営業利益	562,596	452,709
営業外収益		
受取利息	11,352	7,955
受取配当金	7,377	9,506
受取賃貸料	7,123	7,149
その他	2,703	4,000
営業外収益合計	28,557	28,612
営業外費用		
その他	1,170	2
営業外費用合計	1,170	2
経常利益	589,983	481,319
特別損失		
固定資産除却損	123	45
特別損失合計	123	45
税引前四半期純利益	589,859	481,273
法人税、住民税及び事業税	191,697	159,389
法人税等合計	191,697	159,389
四半期純利益	398,162	321,883

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 工事契約に係る収益認識

従来は工事契約に関して、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 2007年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 2007年12月27日)に基づき、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については原価回収基準を適用しております。期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 製品等出荷に係る収益認識

従来は製品等販売契約に関して、原則として契約数量を全数出荷した時点で収益を認識しておりましたが、複数の製品等の納入を伴う契約については製品等ごとに履行義務を充足した時点で収益を認識する処理に変更しております。なお、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は447,973千円減少し、売上原価は374,155千円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ73,817千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は38,762千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(原価差異の繰延処理)

定期的な修繕が特定の四半期に行われるために発生する原価差異は、予定原価が年間を基礎に設定されており、原価計算期間末までに解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産（その他）として繰り延べております。

(税金費用の計算)

税金費用につきましては、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(四半期貸借対照表関係)

1 保証債務

財形持家融資制度及び住宅資金斡旋制度に基づく従業員の銀行借入に対し、次のとおり保証を行っております。

前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
544千円	311千円

※2 当第3四半期会計期間末における完成工事未収入金には、完成工事高から生じた契約資産が含まれております。

※3 四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債権が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	— 千円	10,794千円
電子記録債権	—	9,491

(四半期損益計算書関係)

※ 前第3四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）及び当第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

当社の売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡しが第4四半期会計期間に集中しているため、第1、第2及び第3四半期会計期間における売上高に比べ、第4四半期会計期間の売上高が多くなる傾向があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	58,706千円	66,961千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	323,422	130	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

II 当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	798,818	330	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	港湾	地中	陸上	計		
売上高	4,991,659	1,514,450	605,045	7,111,154	556,690	7,667,845
セグメント利益又は損失(△)	1,160,171	390,322	253,389	1,803,883	107,510	1,911,393

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国際事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,803,883
「その他」の区分の利益又は損失(△)	107,510
全社費用(注)	△1,348,796
四半期損益計算書の営業利益	562,596

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	港湾	地中	陸上	計		
売上高	5,257,847	1,046,306	445,644	6,749,798	1,043,412	7,793,210
セグメント利益又は損失(△)	1,260,666	248,888	192,541	1,702,096	175,199	1,877,296

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国際事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「(会計方針の変更)(収益認識に関する会計基準の適用)」に記載のとおり、第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期累計期間の「港湾」の売上高が428,595千円減少、セグメント利益が66,778千円減少し、「地中」の売上高が39,420千円減少、セグメント利益が11,026千円減少し、「陸上」の売上高が11,012千円増加、セグメント利益が5,295千円増加し、「その他」の売上高が9,030千円増加、セグメント利益が1,308千円減少しております。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,702,096
「その他」の区分の利益又は損失(△)	175,199
全社費用(注)	△1,424,586
四半期損益計算書の営業利益	452,709

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	港湾	地中	陸上	計		
一時点で移転される財	3,369,625	727,898	445,644	4,543,167	306,196	4,849,363
一定の期間にわたり移転される財	1,888,222	318,408	—	2,206,631	737,215	2,943,846
顧客との契約から生じる収益	5,257,847	1,046,306	445,644	6,749,798	1,043,412	7,793,210
売上高	5,257,847	1,046,306	445,644	6,749,798	1,043,412	7,793,210

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	港湾	地中	陸上	計		
工事	3,849,024	978,993	142,281	4,970,299	955,204	5,925,503
製品等	1,408,823	67,313	303,362	1,779,498	88,207	1,867,706
顧客との契約から生じる収益	5,257,847	1,046,306	445,644	6,749,798	1,043,412	7,793,210
売上高	5,257,847	1,046,306	445,644	6,749,798	1,043,412	7,793,210

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	160円64銭	131円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	398,162	321,883
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	398,162	321,883
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,478	2,440

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社ナカボーテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 峯 輝 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 原 論

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナカボーテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第79期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナカボーテックの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。